

## 「地域未来構想20 オープンラボ」利用規約

令和2年7月8日 策 定  
令和3年1月7日 一部変更  
令和3年2月17日 一部変更  
内閣府地方創生推進室

### (名称)

第1条 本プラットフォームは、「地域未来構想20 オープンラボ」(以下「オープンラボ」という。)と称する。

### (目的)

第2条 オープンラボは、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等に向けて、地方公共団体が「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することが期待される20の政策分野(以下「地域未来構想20」という。)について、地方公共団体、各政策分野の専門家(民間企業等を含む)(以下「専門家」という。)及び関係省庁がつながる場を提供することで、各地における官民連携の取組の検討、事業実施等を支援することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 オープンラボは、前条の目的を達成するために、オープンラボホームページを通じて、各地方公共団体の関心のある政策分野、各専門家が有する技術、ノウハウ等及び地方公共団体が活用可能な関係省庁の施策に関する情報提供を行い、地方公共団体、専門家及び関係省庁のマッチング支援を行う。

2. オープンラボは、前項の活動に加え、地方公共団体のニーズと専門家の技術、ノウハウ等について相互理解を進め、官民のマッチングを促進するため、必要に応じてワークショップを開催する。

### (事務局)

第4条 オープンラボの事務局は、内閣府地方創生推進室(以下「内閣府」という。)とする。なお、事務局業務の一部を外部委託する場合は、当該業務の受託者も事務局に含めるものとする。事務局は、利用者の募集を含め、必要な庶務・管理・企画・運営を行う。

### (利用方法)

第5条 オープンラボは、地域未来構想20に関心のある地方公共団体及び地域未来構想20の実現に必要な技術、ノウハウ等を有する専門家を対象とする。

2. オープンラボを利用しようとする地方公共団体及び専門家は、オープンラボのホームページにそれぞれ別に定める登録フォームで申請を行い、事務局の承認を得る必要がある。

3. 事務局は、地方公共団体及び専門家から申請された情報を確認の上、オープンラボのホームページに掲載することとする。

4. オープンラボのホームページに掲載された内容について、変更、追加又は削除を希望する場合は、オープンラボのホームページに定める登録変更・追加・お問い合わせフォームを通じて申請を行うものとする。

5. 利用者が本規約に違反したとき、オープンラボの名誉を棄損する行為があったとき、利用者間又は事務局において不適切と考えられる行為等、利用を禁止すべき正当な事由があるときは、事務局は、当該利用者を利用禁止とし、オープンラボのホームページから掲載情報を削除することができる。

#### (報告事項)

第6条 オープンラボを通じて地方公共団体及び専門家によるマッチングが成立した場合、オープンラボのホームページに定める登録フォームで事務局に報告するよう努めるものとする。

#### (免責規定)

第7条 事務局は、利用者のオープンラボを通じて行った活動により生じた損害その他の不利益について、一切の責任を負わないものとする。

(2) 利用者間で生じたトラブル、損害その他の不利益については、当事者間の費用及び責任において一切の解決を図るとともに、内閣府及び事務局に対して賠償、補償その他一切の請求を行わないものとする。

#### (利用規約の変更)

第8条 内閣府は、必要と判断した場合には、いつでも本規約を変更することができる。なお、利用規約を変更した場合は、オープンラボのホームページで公表することとする。

#### (個人情報の取扱)

第9条 事務局は、オープンラボの利用者より取得する個人情報について、本プラットフォームの運営目的の範囲内で利用することとし、予め利用者の同意がある場合又は法令等に基づき要請された場合を除き、第三者への提供または開示を行わないものとする。

#### (雑則)

第10条 この利用規約に定めるもののほか、オープンラボの運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

#### 附則

この利用規約は、オープンラボの設立の日から施行する。